

Press Release

担

平成25年6月26日 徳島労働局総務部企画室

当

企 画 室 長 米本 正志 労働紛争調整官 牧野 雄一 (電 話) 088(652)9142

労働条件に関する相談が第1位に!

≪「いじめ・嫌がらせ」に関する相談も増加の傾向!!≫

~平成24年度徳島労働局個別労働紛争解決制度の施行状況~

徳島労働局(局長 樋野浩平)では、平成24年度の個別労働紛争解決制度における相談、助言・指導、あっせんの運用状況をとりまとめた。

【平成24年度の相談、助言・指導、あっせん件数】

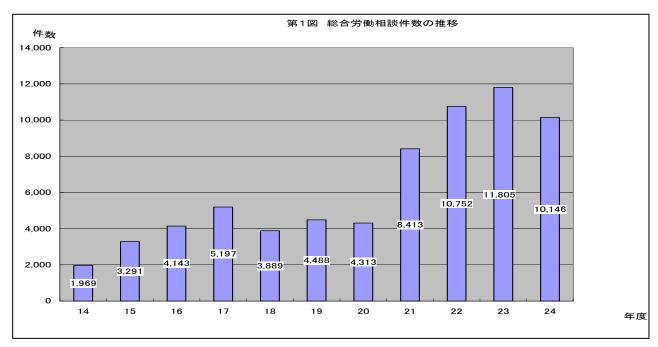
- 総合労働相談件数・・・・・・・・・・・・ 10,146件(前年度比 14.1%減)
- 民事上の個別労働紛争相談件数・・・・・・・ 1,596件(同 1.9%減)
- 助言・指導申出件数・・・・・・・・・・・ 123件(同 16.3%減)
- ・あっせん申請受理件数・・・・・・・・・・・ 46件(同 2.2%増)
- (1)総合労働相談件数について
 - ◎ 総合労働相談件数は、昨年度より減少したものの、3年連続1万件を超えている(第 1図)。
- (2) 民事上の個別労働紛争相談件数について
 - ◎ 民事上の個別労働紛争相談件数は、昨年度より減少したものの、3年連続1,50 0件を超えている(第2図)。
 - ② その他の労働条件(懲戒処分、昇給・昇格のほか、労働基準法違反には当たらない 年次有給休暇制度、休業・休職、賃金及び退職金など)に関する相談(労働基準法違 反には当たらないもの)が昨年度より大きく増加し、民事上の個別労働紛争相談の中 で最も多かった(表1)。
 - ◎ 民事上の個別労働紛争の内容別で見ると、「いじめ・嫌がらせ」に関する相談は昨年度より減少したものの、全国の傾向と同様、徳島県内においても増加の傾向を示している(表1)。
- (3) 助言・指導、あっせんが複数年連続高水準
 - ◎ 助言·指導申出は、123件で3年連続100件を超える件数となっており、あっせん申請件数は3年連続増加している(第3図)。
 - ◎ 助言・指導は1か月以内に97.5%が処理完結し、内容的にも77.4%が解決しており、迅速に対応している。
 - ◎ あっせんは2か月以内に100%処理完結し、あっせんに参加した場合の合意率は 約69.2%である。また、未解決に終わった助言・指導後にあっせん申請された件 数の割合が40%以上で推移しており、助言・指導からあっせんへの流れが進み、あ っせん制度の国民への周知・浸透ぶりがうかがわれる(表2)。

(数字を掲載した概要は別添1参照)

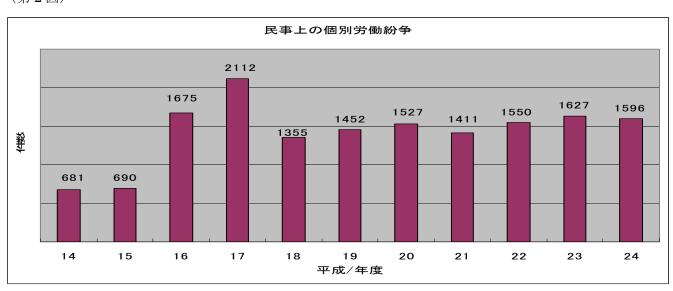
平成24年度に処理された徳島労働局における個別労働紛争解決制度の利用状況は以下のと おりである。

1 相談受付状況

(第1図)



(第2図)



平成24年度の民事上の個別労働紛争に係る相談内容の内訳は、「その他の労働条件」(懲戒処分、昇給・昇格を含む。)が23.9%と最も多く、平成13年10月の個別労働紛争解決援助制度創設後、徳島労働局管内において初めて第1位となった。次いで「解雇、雇止め」に関するものが20.8%と、個別労働紛争解決援助制度創設後、徳島労働局管内で第1位を維持し続けていたが、初めて第2位となった。「いじめ・嫌がらせ」に関するものが15.9%と、平成22年度以降、連続して第3位となっている。「労働条件の引下げ、異動(在籍出向、配置転換)」に関するものが11.9%となっている(表1参照)。

民事上の個別労働紛争の中で、平成24年度に大きく増加し、初の第1位となった労働条件に関すること(表1の区分名で「その他の労働条件」)は、労働基準法違反に当たらない年次有給休暇制度、休業・休職、賃金及び退職金など相談内容は多岐にわたっている。これが増加した背景としては、労働者の権利意識の高揚などが考えられ、賃金等に関して労働基準法違反が成立する前の段階で予め相談するケースや、年次有給休暇の事後買い上げなどの相談が多く認められる。

「解雇、雇止め」に関しては、表1のとおり、近年減少傾向で、全国統計(別添3参照)における「解雇」と同様、相談内容の内訳で第1位から第2位となった。

「いじめ・嫌がらせ」は、いわゆる「職場におけるパワーハラスメント」を含む区分であるが、平成23年度と比べ減少したものの、増加傾向を示している(表1参照)。なお、職場におけるパワーハラスメントについては、喫緊に国・地方公共団体、企業、労働組合等が取り組むべき課題として、平成24年3月に「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」が「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」によりとりまとめられている(別添4,5参照)。

「労働条件の引下げ、異動(在籍出向、配置転換)」にかかる相談件数は、近年横ばいの傾向である(表 1参照)。

解雇が減少傾向、労働条件の引下げ、異動が横ばいの傾向にあるのに対して、いじめ・嫌がらせが増加 の傾向にあり、年次有給休暇、休業、賃金及び退職金など多岐にわたる労働条件に関する相談の割合が平 成24年度増加したことから、職場環境の悪化と問題の多様化がうかがわれる。

(表1) 民事	上の個別労働紛争の内訳における相談の増加状況	沪戸

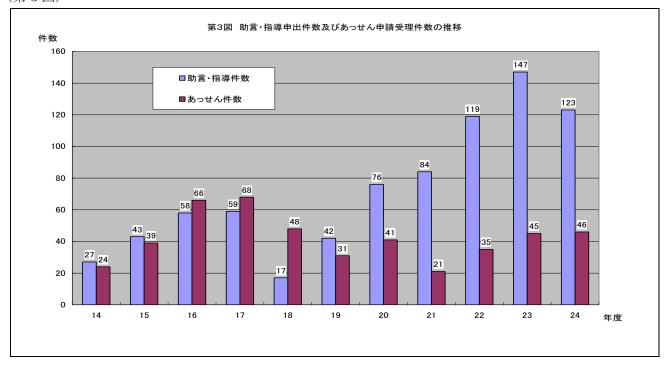
CALLERA - CIDARANA MANA A CLAMACA ACCOMPANA - HAMA AND AND AND AND AND AND AND AND AND AN						
紛争の内容	年度	2 0	2 1	2 2	2 3	2 4
「その他の労働条件」(懲戒処分、昇給・昇格	件数	169	251	290	347	460
を含む)に関する相談	割合 (%)	9.6	14. 9	16. 1	17. 2	23. 9
「解雇、雇止め」に関する相談	件数	591	508	544	461	399
「胖准、准正の」に関する作談	割合 (%)	33. 5	30. 2	30. 1	22. 9	20.8
	件数	228	233	282	343	305
「いじめ・嫌がらせ」に関する相談	割合 (%)	12. 9	13.8	15. 6	17. 0	15. 9
「労働条件の引下げ、異動(在籍出向、配置転	件数	291	251	182	202	228
換)」に関する相談	割合 (%)	16. 5	14. 9	10. 1	10.0	11.9

割合(%) = 件数 / 民事上の個別労働紛争の内訳 × 100

「民事上の個別労働紛争の内訳」の合計数は、1回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、複数の相談内容をそれぞれ件数として計上しているものであり、これを母数として上記(表1)の割合を算出している。

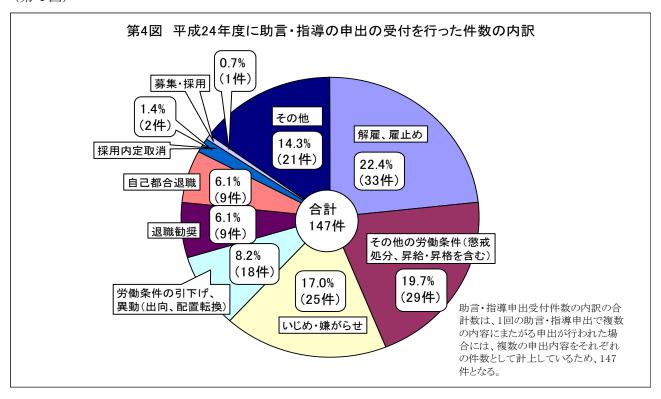
2 徳島労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんの受付状況(別添1参照) 平成24年度の当該制度に係る助言・指導申出件数は123件、あっせん申請受理件数は46件となっている(第3図)。

(第3図)



助言・指導の申出の主な内容は、「解雇、雇止め」に関するものが22.4%と最も多く、次いで「その他の労働条件」(懲戒処分、昇給・昇格を含む。)が19.7%、「いじめ・嫌がらせ」に関するものが17.0%となっており、事案の多様化が進んでいることがうかがわれる。(第4図)。

(第4図)

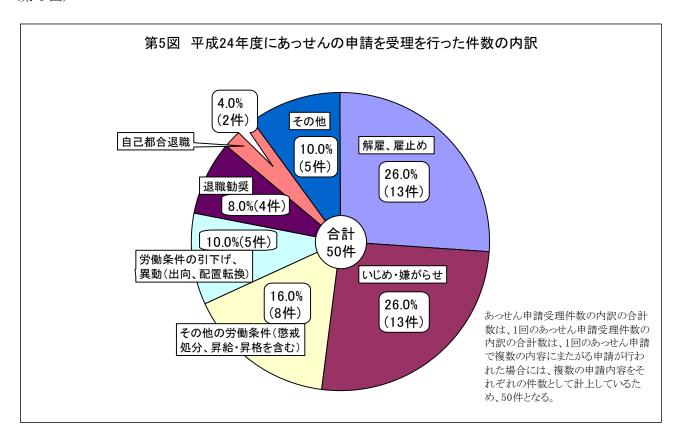


あっせんの申請の主な内容は、「解雇、雇止め」に関するものと、「いじめ・嫌がらせ」がともに26. 0%で最も多く、「その他の労働条件」(懲戒処分、昇給・昇格を含む。)が16.0%となっている。

平成24年度において助言・指導を実行した115件のうち、解決が確認されたものが89件(解決率77.4%)であった。助言処理の処理日数は1か月以内が97.5%であった。

あっせん手続きが終了した 44 件のうち、取下げ 2 件を除き、解決が確認されたものが 18 件であった。 当事者の一方があっせんに参加した件数は 26 件であっせん参加率は 61.9%であり、あっせんに参加 した場合の合意率は 69.2%であった。あっせん終了までの平均処理日数は 20.1日であった。

(第5図)



個別労働紛争制度の助言・指導が未解決に終わった後、あっせんに移行したケースは、表 2 のとおりであり、平成 2 4 年度は件数、割合ともに減少したものの、助言・指導からあっせんへ系統的な利用が定着している。

(表2)未解決に終わった助言・指導後にあっせん申請された状況

年度	2 0	2 1	2 2	2 3	2 4
件数	1 9	1 0	1 8	2 6	2 0
割合 (%)	46.3	47.6	51.4	57.8	43.5

【徳島労働局における最近の助言・指導、あっせんの事例】

事例1:「普通解雇」に係る助言・指導				
事案の概要	要 申出人は、製造業でアルバイト工員として勤務していたが、ある日病休を申し出たところ、代表			
	者から「性格を直すまで出勤しなくてよい。」と言われ、出勤できなくなっていた。解雇されたのだと			
	思うが、就労したいので円満に復職を認めてもらえるよう、代表者に助言してほしい、旨の申出あ			
	り。			
助言・指導	被申出人に助言を実行したところ、曰く、申出人が上司の命令に従わず、かつ職場の雰囲気を			
の内容	乱すことがしばしばあったので、厳しく注意したものだが、反省しているのなら、出勤してもらって			
	構わないとの返答が得られ、申出人に代表者に連絡の上、出勤するよう案内した。			
事例2:「60点	遠になった期間契約社員の定年延長措置なし」に係るあっせん			
事案の概要	申請人は、期間契約社員として数年間更新して事業場で勤務していたが、60歳を迎えたのを			
	機に、「来年度の『更新』はない」、と通告された。事業場側は、かねてから60歳になった翌年度も			
	再雇用する意思を示していたのに、翻意して定年退職というのはあまりに唐突であり、突然経済的			
	糧を失うこととなったため、補償金200万円の支払いを求める、旨申請あり。			
あっせんの	双方の主張を確かめ、当事者間の調整を行った結果、会社が和解金75万円を支払うことで双			
ポイント	方の合意が成立した。			

徳島県の個別労働紛争解決制度の運用状況(概要)

(平成24年4月1日~平成25年3月31日) ※()内は平成23年度の実績

1	総合労働相談コーナーに寄せられた	相談 10, 146 件(11, 805)					
	相談者の種類						
	労働者 4,752件(4,771) 事	事業主 3,873 件(4,900)	その他 1,521件(2	, 134)			
2	民事上の個別労働紛争に係る相談の代	数 1,596 件(1,627)					
	①相談者の種類						
	労働者 1,276件(1,254) 事	算業主 169 件(192)	その他 151 件(181))			
	②労働者の就労状況						
	正社員 392件(557) /	ペート・アルバイト 193件(213) 派遣労働者	44件(29)			
	期間契約社員 131 件(168) そ	の他 836件(660)				
	③紛争の内容(※内訳が複数にまた	がる事案もあるため、合計は	は1,921 件となる。)				
	普通解雇 285 件(319)	整理解雇 21件(26)	懲戒解雇	33件(48)			
	労働条件の引下げ 171 件(144)	退職勧奨 113件(91)	出向·配置転換	57件(58)			
	採用内定取消 11件(5)			449件(380)			
	育児·介護休業 0 件(0)						
	いじめ・嫌がらせ 305 件(343)			215 件(220)			
3	都道府県労働局長による助言・指導		, <u> </u>	,			
(1)	助言・指導の申出の受付を行った件						
	①労働者の就労状況						
	正社員 48件(82) パー	-ト・アルバイト 20 件(26)	派遣労働者 9件	(3)			
	期間契約社員 22 件(22) その	0他 24件(14)					
	②紛争の内容(※内訳が複数にまた	がる事案もあるため、計が1	47 件となる。)				
	普通解雇 25 件(36)	整理解雇 0件(1)	懲戒解雇	3件(3)			
	労働条件の引下げ 13件(16)	退職勧奨 9件(5)	出向·配置転換	5件(7)			
	採用内定取消 2件(1)	雇止め 5件(5)	その他の労働条件	· 29 件(22)			
	育児·介護休業 0 件(0)	募集・採用 1件(4)	雇用管理等	1件(3)			
	いじめ・嫌がらせ 25 件(35)	自己都合退職 9件(11)	その他	20件(16)			
(2)	助言・指導の手続を終了した件数	122件(119)					
	終了の区分						
	助言を実施 115件(134)解決	したもの 89 件(80) 指導	草を実施 0件(0)				
	取下げ 5件(12) 打切	り 2件(1) 制度	E 対象外 0 件(0)	その他 0件(0)			
4	紛争調整委員会によるあっせんの件	·数					
(1)	あっせんの申請の受理を行った件数	46件(45)					
	①労働者の就労状況						
	正社員 14件(31) パー	-ト・アルバイト 10件(8)	派遣労働者 4件	(1)			
	期間契約社員 8件(5) その他 10件(1)						
	②紛争の内容(※内訳が複数にまたがる事案もあるため、計が50件となる。)						
	普通解雇 9件(14)	整理解雇 0件(2)	懲戒解雇	1件(0)			
	労働条件の引下げ 3件(13)	退職勧奨 4件(0)	出向・配置転換	2件(2)			
	採用内定取消 0件(0)	雇止め 3件(1)	その他の労働条件	8件(3)			
	育児·介護休業 0 件(0)	雇用管理等 0 件(0)					
	いじめ・嫌がらせ 13件(8)	自己都合退職 2件(1)	その他	5件(3)			
(2)	あっせんの手続を終了した件数	44件(45)					
	終了の区分						
	当事者間の合意の成立 18(14) うち解決したもの 18件(14) 申請の取下げ 2件(4)						
I	打切り 24件(27)) その他 0	件(0)				

◎ 総合労働相談コーナー

名称	所在地	電話番号
徳島労働局	徳島市徳島町城内 6-6	
総合労働相談コーナー	徳島地方合同庁舎4階	088-652-9142
☆	徳島労働局総務部企画室内	
徳島	徳島市万代町3丁目5	
総合労働相談コーナー	徳島第2地方合同庁舎1階	088-622-8138
☆	徳島労働基準監督署内	
鳴門	鳴門市撫養町南浜字東浜字馬目木 119-6	
総合労働相談コーナー	鳴門労働基準監督署内	088-686-5164
三好	三好市池田町マチ 2429-12	
総合労働相談コーナー	三好労働基準監督署内	0883-72-1105
阿南	阿南市領家町本荘ヶ内 120-6	
総合労働相談コーナー	阿南労働総合庁舎 3 階	0884-22-0890
	阿南労働基準監督署内	

[☆]印のコーナーには女性相談員がいます。